

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）第2期 概要

1 保護すべき鳥獣の種類

- ・イノシシ（イノブタを含む）

2 計画の期間

- ・令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

3 計画の対象区域

- ・岐阜県全域

4 計画策定の目的

- ・農業被害（畜産業被害を含む）の軽減
- ・生息状況の調査を通じた地域個体群の適切な維持

5 これまでの経過と現状

（1）これまでの経緯

農業被害額を減少させるため、平成22年度に特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）第1期、平成27年度に特定鳥獣管理計画（イノシシ）第1期を策定し、狩猟規制の緩和などにより捕獲圧を高めた。その結果、平成22年度に2億3千万円であったイノシシによる農業被害額は、平成30年度には約1億円へ減少した。しかし、依然としてイノシシによる農業被害は深刻である。

平成30年9月に県内の養豚場でCSF（豚熱）の感染が確認された。その後、多くの養豚場でCSFの感染が確認され、飼育豚を殺処分するなど畜産業に甚大な被害を与えている。また、野生イノシシにおいてもCSFの感染が確認され、感染は県全域に拡大した。

野生イノシシや人などの移動による感染拡大の防止を図るため、平成30年度は発生区域およびその周辺区域について、令和元年度は岐阜県全域について、指定猟法禁止区域を指定し狩猟制限を実施した。また、捕獲した野生イノシシについて食肉処理施設への持ち込みの自粛を要請している。

一方でCSFまん延防止のため、国の通知等に基づき個体数調整捕獲などにより野生イノシシの捕獲の強化を進め、捕獲を実施する際には県および国の手引きにより防疫の徹底を図っている。

（2）分布域

ほぼ県内全域に生息している。

（3）生息数の試算

ベイズ推定の結果、平成21年度を最大とし平成27年度までは減少傾向、平成28年度以降は微増傾向にあり、平成30年度は中央値16,388頭（90%信頼区域：5,342～35,164頭）と推定された。ただし、イノシシは個体数変動が激しい動物であるため、生息数の推定には誤差が大きいことに十分留意する必要がある。

（4）捕獲状況

- ・県内の捕獲頭数（狩猟、被害防止捕獲、個体数調整捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲の合計）は、平成24年度以降10,000頭前後が捕獲され、平成30年度は10,979頭が捕獲された。

- ・狩猟では平成 14 年度以降 4,000 頭前後が捕獲されており、被害防止捕獲では、平成 24 年度以降は 6,000 頭を上回って捕獲されている。
- ・狩猟および被害防止捕獲の捕獲数の割合は、平成 11 年度までは狩猟が大半を占めていたが、平成 23 年度以降は被害防止捕獲が約 60%を占めている。平成 30 年度は被害防止捕獲が約 80%を占めたが、これは C S F 感染拡大防止対策として行われた狩猟制限の影響と考えられる。
- ・岐阜県が事業主体となり、平成 28 年度から指定管理鳥獣捕獲等事業、令和元年度より個体数調整捕獲を実施している

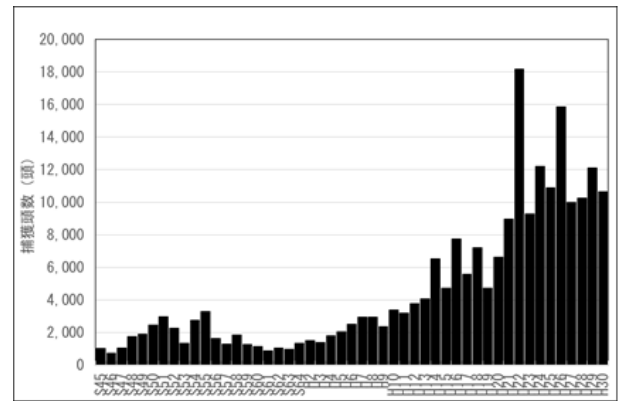


図 岐阜県におけるイノシシの捕獲数の推移

(5) 狩猟者の状況

- ・狩猟者数（網猟を除く）は、平成 12 年度から約 4,000 人前後で推移したが、近年は微増傾向にあり平成 30 年度は 4,992 人であった。
- ・狩猟者の年齢構成は、近年高齢化の傾向にあり 60 歳以上が 70%近くを占めていたが、平成 30 年度には 20 歳代が 4.3%を占めるなど 40 代より若い世代の割合が増え、60 歳以上は 60%まで減少した。
- ・第 1 種銃猟狩猟者登録数は減少傾向、わな猟狩猟者登録数は増加傾向にあり、平成 30 年度の狩猟登録者数はそれぞれ 1,170 人と 1,837 人であった。
- ・近年はわな猟による捕獲数の割合が、第 1 種銃猟を上回っている。

(6) 農業被害状況

1) 被害状況

- ・鳥獣による農業被害額は、平成 21 年度以降は 4 億円前後で推移したが、平成 27 年度以降は減少傾向にあり平成 30 年度は約 2 億 2 千万円であった。
- ・被害額のうちイノシシによる被害額が最も大きく、平成 22 年度に 2 億 3 千万円であったが、平成 27 年度以降は減少傾向にあり平成 30 年度は約 1 億円となっている。
- ・圏域別では、中濃圏域が最も被害額が大きい。
- ・農作物別では稲の被害額が最も大きく、次に野菜の被害額が大きい。
- ・C S F の感染拡大に伴い、総飼育豚の 6 割が殺処分される被害が生じた。

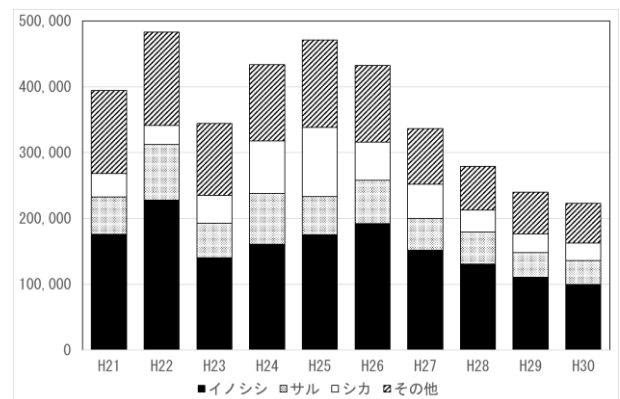


図 岐阜県における鳥獣による農業被害額の推移

2) 防除状況

- ・平成 30 年度までに、約 2,146km の鳥獣防護柵が整備された。

(7) 人身被害発生状況

- ・平成 29 年度に多治見市、可児市、岐阜市で 3 件 3 人（軽傷 1 名、重傷 2 名）の人身被害が発生している。

6 管理目標

生息状況調査を通じ地域個体群を維持しつつ、農業被害の軽減を図る。

- ・ 農業被害は、「市町村被害防止計画」の被害軽減目標を達成する。
- ・ 野生イノシシによるCSF感染リスクの軽減のため、CSFウイルスの抗体保有状況を注視しつつ、生息密度を低下させるために、必要とする捕獲を実施する。

7 目標を達成するための施策の基本的考え方

イノシシによる農業被害を軽減するために、個体数のコントロールと被害防除、被害を防止するための環境整備を総合的かつ有機的に取り組む。

- ・ 狩猟、被害防止捕獲、個体数調整捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業のそれぞれを補うかたちで捕獲を実施し、効率的な個体数のコントロールを進める。
- ・ 若年層を中心とした狩猟免許所持者の増加につながる取組みを強化するとともに、捕獲技術の向上や優れた技術の継承などにも取り組んでいく。
- ・ 地域が一体となって、農地を守る防護柵と集落への侵入を防止する防護柵を適切に配置し維持管理を含め、取り組むことができる体制づくりを行う。
- ・ イノシシの餌場や隠れ場となる耕作放棄地が増加しているため、その対策に取り組む。

8 目標を達成させるための方策

(1) 数の調整に関する事項

1) 狩猟

- ・ 狩猟期間の延長

狩猟による捕獲圧を高めるため、次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、狩猟期間を11月1日から3月15日まで延長する。ただし管理目標の達成に必要な場合は、狩猟期間の開始日を10月15日に早める。

- ・ 11月1日（開始日を早める場合は10月15日）から11月14日までの猟法：イノシシを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたイノシシのとめさしに限る）以外を禁止する。
- ・ 2月16日から3月15日までの猟法：イノシシを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。ただし、入山者や希少鳥獣の繁殖活動への配慮のため、わな猟を推奨する。
- ・ 11月1日（開始日を早める場合は10月15日）から11月14日まで及び2月16日から3月15日までのわな猟：「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは使用を避けることとする。また、わな設置によりツキノワグマを誘引することにつながるよう、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意することとする。

- ・ 休猟区内での狩猟の特例

県内で指定されるすべての休猟区において、イノシシの狩猟ができることとする。

- ・ 錯誤捕獲の防止対策

ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、くくりわな径の制限を解除する区域は設けない。

撒き餌によりイノシシを誘引してわなで捕獲する場合には、ツキノワグマを誘引しないように、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意するとと

もに、わなを稼働させる前にその周辺の痕跡を十分に確認することとする。

2) 被害防止捕獲

- ・被害状況をモニタリングしつつ被害地内または、被害地近辺での加害個体の捕獲に努めることとする。

3) 個体数調整捕獲

- ・県内全域において県及び市町村が計画する個体数調整を目的とした捕獲を実施できることとする。

4) 指定管理鳥獣捕獲等事業

- ・県内全域において、イノシシによる被害の恐れが高く、かつ捕獲の要望が強い地域において、指定管理鳥獣捕獲等事業により他の捕獲を補い、本特定管理計画の目標の達成を図る。

(2) その他方策

1) 狩猟免許取得の推進

- ・新規狩猟免許の取得を推進するため講習会を開催するとともに、狩猟免許試験の土曜日実施や学割制度により、若年層の狩猟免許取得者の増加を図る。

2) 市町村の被害防止対策に対する支援

- ・「寄せ付けない対策」、「侵入を防ぐ対策」、「数を減らす対策」を柱とした農業被害対策を、本特定管理計画期間中においても継続実施する。
- ・国の交付金を活用しながら地域ぐるみの取組について支援する。また、各地域に重点支援地区を設置し集中的に集落座談会を開催する。

3) 動物感染症等の拡大防止のための狩猟制限

- ・野生イノシシにCSF等の動物感染症が発生し、急激な感染拡大が懸念される場合等、必要に応じて狩猟制限を実施する。

9 生息環境の整備に関する事項

- ・農地及び集落が餌場とならないよう、放任果樹及び収穫残渣農作物等の除去に努める。
- ・耕作放棄地や放置竹林並びに里山林の整備を実施し、緩衝地帯を整備する。
- ・広葉樹天然林を保全し人工林は針広混交林化する等野生鳥獣の生息に配慮した管理を行い、その質の向上を図る。

10 その他管理のために必要な事項

(1) モニタリング調査を継続的に実施・分析する。

- ・調査項目：被害状況調査、捕獲許可状況調査、生息動向調査、CSFの感染状況調査

(2) 計画の見直し

- ・イノシシを取り巻く環境や管理目標の達成状況などに大きな変化が生じた場合は、適宜、本特定計画の見直しを行うこととする。

(3) 計画の実施体制

- ・県、市町村、狩猟者団体及び農業協同組合や森林組合等の関係機関並びに農

家等住民との密接な連携のもと、本特定管理計画の目的を達成するための施策を推進する。また、隣接する各県とイノシシの生息情報などの共有を行うなど円滑な連携に努める。

(4) 研究機関との連携

- ・岐阜県と岐阜大学の協定により設置された、岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター寄附研究部門と連携し、計画を推進するために必要なイノシシの生態等の情報の収集や共有化に努める。また、CSF対策についても引き続き連携に努める。